

障害保健福祉事務センター運営に係る選定基準	
評価項目	評価基準
1 方針及び基本的な考え方(配点20点)	
方針及び基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が掲げる方針を踏まえた提案がされている。 ・提案内容が、明確かつ現実的である。 ・委託業務の運営・管理に対する考え方が明確である。 ・委託業務の範囲及び内容が具体的に理解・検討され、それに基づいた考え方が示されている。 ・委託業務について、改善、品質の向上に関する考え方が示されている。
2 実施内容(配点140点)	
(1) 計画	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を計画的に遂行することが提案されている。 ・計画の立案の方法、手段、時期が明確に示されている。 ・委託業務の実施に当たり、計画に何らかの支障又は変更が生じた場合の対応策が提案されている。
(2) マニュアル及び研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの作成時期や作成方法が明確に示されている。 ・マニュアルの運用方法、修正、見直しなどの時期や方法が示されている。 ・提案内容を実現するための考え方や手段が示されている。 ・窓口、電話などの実践的な研修の実施が計画的に検討されている。 ・習熟の程度を把握し、適切な措置を講じる仕組みがある。 ・知識、経験を積み重ねられる仕組みがある。
(3) 委託業務の状況把握等	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務開始に当たり、円滑に業務を実施できるよう状況把握の方法や手段、時期等が明確に示されている。 ・示された内容、手段、実施時期などを実現するための考え方や手段が示されている。 ・状況の把握を必要とする理由が理解され、状況に応じた対応を行うことが具体的に提案されている。
(4) 実施体制及び運営	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の事務処理及びその業務量が具体的に検討され、現実的な体制が示されている。 ・業務実施に当たり、適切に指揮命令及び情報伝達を行うための仕組みや要員配置が提案されている。 ・各要員が責任と自覚を持って業務を実施する体制や仕組みが提案されている。 ・管理責任者、副管理責任者が本業務遂行のために十分な職務実績、スキル、マネジメント能力を有している。 ・基本方針及び運営計画に基づいた組織的な運用方法が検討され示されている。 ・安定的かつ円滑に委託業務が実施できるよう、進捗管理の方法(モニタリングの時期や項目)等が検討され、示されている。 ・本市の方針や達成すべき目標と、具体的な事務処理方法を理解するための本市との意思疎通の手段が検討されている。齟齬が生じないよう配慮されている。 ・委託業務の実施に係る運営上生じる問題やリスクが検討され、危機管理(未然の防止と事象発生後の対応を含む。)を踏まえた提案がされている。 ・効率的な運営及び市民サービス向上のための継続的な業務改善について、その考え方・手法が十分かつ有用なものとなっている。 ・継続的に業務改善、工数削減が行われる仕組みがある。 <p>・現行の業務フロー等に対し、業務効率化やコスト削減につながる改善提案がある場合、その手法や内容、実現可能性の度合いにより評価を行う。</p>
3 個人情報等の保護について(配点30点)	
個人情報等の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報(個人番号を含む。)の取扱いに係る考え方が明確かつ適切であり、実現するための手段が具体的に提案されている。 ・本市として保護すべき個人情報が理解され、定期的な研修により、さらに理解が深められる内容となっている。 ・個人情報の流出や、不適切な事務処理となるケースが具体的に検討され、適切な対応策が示されている。 ・危機管理(未然の防止と事象発生後の対応を含む。)を踏まえ、具体的かつ現実的な個人情報の取扱いが検討され、示されている。
4 類似業務に関する実績(配点10点)	
業務実績	・類似業務の実績を有している。
5 類似した業務を複数実施している 4 類似した業務を実施している 3 類似した業務の実施なし	
5 費用見積額(配点30点)	
費用見積額	
5 最低価格 4 最低価格との差が10%未満 3 最低価格との差が10%以上 2 最低価格との差が20%以上 1 最低価格との差が30%以上	
6 その他加点要素(配点20点)	
その他加点要素	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託終了時、新受託業者へ円滑に引き継ぎをする旨の提案がなされているか。 ・契約満了後に別事業者へ引き継ぎを行う場合に、サービスの質を低下させないための工夫等について評価を行う。 <p>京都市公契約基本条例第2条第1項第3号に規定する市内中小企業である。</p> <p>その他、独自の提案や創意工夫がなされている。</p>
合計250点(1+2+3+4+5+6)	

最低選定基準点は、115点とし、当該基準を上回った者の中から選定する。